

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
(運輸教育課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 一
 ○〃〃 (南西部振興) 二
 ○彩の国だよりの印刷業務に関する落札者の公示 (入札執行課) 二
 ○平成二十一年度職業訓練指導員試験の実施 (産業人材育成課) 二
 ○唐子南部土地改良区の役員就退任届 (東松山農林) 三
 ○県営土地改良事業熊谷中央地区 (区画整理事業) 事業計画の決定及び計画書の写しの縦覧 (農村整備課) 四
 ○県営土地改良事業種足野通川地区 (区画整理事業) 事業計画の変更及び変更に係る事業計画書の写しの縦覧 (農村整備課) 四

の写しの縦覧 (農村整備課)

○県営土地改良事業三沢・坂本地区 (中山間地域総合整備事業) 事業計画の決定及び計画書の写しの縦覧 (〃〃) 四

○県道深谷嵐山線の区域の変更 (東松山県土) 四

○県道深谷嵐山線の供用の開始 (〃〃) 五

○県道葛飾吉川松伏線の区域の変更 (越谷県土) 五

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 六

○〃〃 (〃〃) 六

○〃〃 (〃〃) 六

○〃〃 (〃〃) 六

○〃〃 (〃〃) 六

○建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更 (〃〃) 七

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 七

○〃〃 (熊谷建築安全センター) 七

○〃〃 (〃〃) 七

○開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター) 七

規則

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成二十一年五月二十二日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 (平成二十一年埼玉県条例第三十号) 附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年五月二十五日とする。

告示

埼玉県告示第七百二十九号

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十一年四月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全国エヌアイ

三 代表者の氏名
細矢 明信

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市川口二丁目一六番一五

五 定款に記載された目的
この法人は、生活者(企業・ビジネスパーソン・学生・主婦等)に対し、正確な情報の取り方や活かし方を新聞による生きた経済を指導する事を行い、社会に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十一年五月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新座市ホテル飛

翔会

三 代表者の氏名
細野 眞

四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市野火止三丁目十二番三十九号

五 定款に記載された目的
この法人は、新座市に在住の人々に對してホテルの普及活動をとおして、地域の町づくり、環境の保全、子供達の健全な育成を図る事業を行う。

埼玉県告示第七百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量
彩の国だより印刷業務 2,350千部(平均)×12回(8ページ(2色刷)4ページを含む。)×8回・12ページ(2色刷)4ページを含む。)×4回 いずれか1回は、2色刷に替えて4色刷4ページとする。)

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課彩の国だより担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成21年3月30日

4 落札者の氏名及び住所
株式会社日刊スポーツ印刷社 東京都中央区築地7丁目8番5号

5 落札金額
2,63円(8ページ(2色刷)4ページを含む。)

6 税抜き1部当たりの単価
3,89円(12ページ(2色刷)4ページを含む。)

7 税抜き1部当たりの単価
3,95円(12ページ(4色刷)4ページを含む。)

8 税抜き1部当たりの単価
3,95円(12ページ(4色刷)4ページを含む。)

9 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

10 入札の公告を行った日
平成21年2月6日

11 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

試験を実施する免許職種及び科目
一 免許職種
全職種
二 試験科目
ロ 試験科目
学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)
イ 受験資格
イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。
(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
(2) 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの
ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができる。
(1) 成年被後見人又は被保佐人
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者
(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を

- 三 試験期日
平成二十一年七月二十五日(土)
- 四 試験会場
さいたま市浦和区岸町七丁目五番十号
- 五 受験申請の手続
さいたま共済会館

- イ 提出書類
提出書類
- (1) 職業訓練指導員試験受験申請書
(受験票に五十円分の郵便切手を
はり付けること。)
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真(申請日前六月以内に正面
上半身を無帽で撮影した縦四セン
チメートル、横三センチメートル
の大きさのもの。裏面に氏名及び
受験職種を記入すること。)一枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第
四十六条の規定に基づく試験の免
除を受けようとする者にあつて
は、免除資格のあることを証明す
る書類
- (6) 長形三号(長さ二十三・五セン
チメートル、幅十二センチメート
ル)の封筒(受験者の氏名、住所
及び郵便番号を記載し、八十円分
の郵便切手をはり付けること。)

ロ 提出方法等

提出方法
等
受付場所及び提出日時

持参
埼玉県自治会館三〇九
会議室

郵送
郵便番号三三〇一九三
〇一 さいたま市浦和
区高砂三丁目十五番一
号 埼玉県産業労働部
産業人材育成課能力開
発担当
平成二十一年六月一日
(月)から同月二十四
日(水)までの消印の
あるものを有効とする。
なお、郵送方法は必ず
簡易書留とすること。

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額
三千百円。ただし、指導方法その
ものが免除となる者は試験手数料は
不要とする。

ロ 納付方法
三千百円分の埼玉県収入証紙を職
業訓練指導員試験受験申請書により
付けて納付すること。

七 合格発表

平成二十一年八月二十一日(金)か

ら同月二十七日(木)まで埼玉県庁本
庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示す
ほか、受験者に通知する。

八 その他
イ 職業訓練指導員試験受験申請書及
び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部
産業人材育成課、各県立高等技術専
門校、埼玉県立職業能力開発センタ
ー、各地域振興センター及び埼玉県
職業能力開発協会において配布す
る。

埼玉県告示第七百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
唐子南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について次のとおり届出があつた。
平成二十一年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	戸村秀夫	東松山市大字下唐子九九番地
同	岡野利夫	同 神戸一二八五番地一
同	大野廣司	同 同 一〇九八番地
同	吉田初男	同 同 一四〇三番地
同	安野隆夫	同 同 九〇四番地
同	森 健	同 同 一六四八番地一
同	筋 守	同 同 一三四二番地
同	中村文平	同 同 同 下唐子九七四番地
同	関口裕士	同 同 同 一〇二六番地一
同	戸井田博男	同 同 同 三三四番地一
同	山田秋男	同 同 同 葛袋七〇五番地
同	本郷克行	同 同 同 二〇八番地
監事		

なお、郵便で請求する場合は、返
信用封筒(日本工業規格A列四番の
大きさの書類が入るもので、その表
に送り先を明記し、百二十円分の郵
便切手をはり付けたもの)を同封す
ること。

ロ 試験に關し不明な点については、
左記に問い合わせること。
埼玉県産業労働部産業人材育成課
能力開発担当 電話 〇四八(八三
〇)四五九八

監事 嶋田 茂 東松山市大字神戸六八九番地
 同 小河 正司 同 下唐子一二〇七番地
 二 退任

職名	氏名	住所
理事	中村 忠男	東松山市大字下唐子一〇二九番地二
同	戸井田 弘子	同 同 三二七番地一
同	小川 行雄	同 同 一二一三番地
同	中村 文平	同 同 九七四番地
同	関口 寛	川越市大字砂三六番地六
同	新井 由広	東松山市大字神戸六六一番地
同	澤田 直人	同 同 一六七七番地一
同	稲村 賢吾	同 同 一九一番地
同	清水 浩	同 同 八九六番地
同	岡野 伊平	同 同 一四四五番地
同	大野 廣司	同 同 一〇九八番地
同	大野 真司	同 同 一四一四番地
同	山田 佳明	同 葛袋八二七番地
同	長谷部 正和	同 同 六一二番地
同	小高 治明	同 同 八四二番地
同	野口 一男	同 同 一〇〇二番地
監事	本郷 克行	同 同 二〇八番地
同	市川 常雄	同 同 神戸一二七五番地二
同	天野 章	同 同 下唐子一二六二番地

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年五月二十二日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

埼玉県告示第七百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業熊谷中央地区(区画整理事業)事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 縦覧期間

平成二十一年五月二十五日から

平成二十一年六月十九日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 縦覧期間

平成二十一年五月二十五日から

平成二十一年六月十九日まで

二 縦覧場所

鴻巣市役所、騎西町役場及び菖蒲町役場

~~~~~

埼玉県告示第七百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業三沢・坂本地区(中山間地域総合整備事業)事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 縦覧期間

平成二十一年五月二十五日から

平成二十一年六月十九日まで

二 縦覧場所

皆野町役場及び東秩父村役場

平成二十一年五月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田 耕三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 深谷嵐山線

三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                               | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延<br>(メートル)長 | 備<br>考 |
|-----|-------------------------------------------------|---|------------------|--------------|--------|
| 新   | 比企郡嵐山町大字川島字西耕地一四七三番一三地先から同郡同町大字川島字西耕地一四七三番九地先まで |   | 一〇・〇〇〇<br>一四・〇〇〇 | 八二・〇〇        |        |
| 旧   | 比企郡嵐山町大字川島字西耕地一四七三番一三地先から同郡同町大字川島字西耕地一四七三番九地先まで |   | 八・〇〇〇<br>一一・〇〇〇  |              |        |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年五月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田耕三

| 路<br>線<br>名 | 供<br>用<br>開<br>始<br>の<br>区<br>間                 | 供用開始の期日      | 備<br>考      |
|-------------|-------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 深谷嵐山線       | 比企郡嵐山町大字川島字西耕地一四七三番一三地先から同郡同町大字川島字西耕地一四七三番九地先まで | 平成二十一年五月二十二日 | 延長八二・〇〇メートル |

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉一夫

その関係図面は、平成二十一年五月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 葛飾吉川松伏線  
三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                       | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延<br>(メートル)長 | 備<br>考      |
|-----|-----------------------------------------|---|------------------|--------------|-------------|
| 新   | 三郷市戸ヶ崎字大道西二二四四番一地先から同市戸ヶ崎字大道西二二四四番二地先まで |   | 一〇・二七〇<br>一〇・四九〇 | 一五・七〇        | 自転車歩行車道整備工事 |
| 旧   | 三郷市戸ヶ崎字大道西二二四四番一地先から同市戸ヶ崎字大道西二二四四番二地先まで |   | 七・五八〇<br>八・三二〇   |              |             |

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年一月九日

指令東整第二〇〇〇九二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月十四日

第二一〇〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町月の輪七丁目二十一、二十一三、二十一四、二十一六、二十一二十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町の輪七―二十

―二十

高坂 省吾

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十年六月四日

指令東整 第二〇〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月十五日

第二一〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字志賀字金平五三一―九、五三一―一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町むさし台三一七―一〇 ポポラーレB二〇二 室岡 豪

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十年十二月十九日

指令東整 第二〇〇〇九七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月十五日

第二一〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字飯島字山崎四七一、四七一―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市仙波町三一八―一八 吉田 浩明

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年四月十七日

指令川建七 第二一〇〇三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月十五日

第二一〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字釘無字下町一五五、二〇〇、二〇一―三、二〇一―五

の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字釘無一五五 関 秀俊

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十年七月二十三日

指令東整第二〇〇〇四六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月十五日

第二一〇〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高見字六所一四一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字高見一四〇―一 福島 幸夫

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年五月十五日

指令川建七 第二一〇〇三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月十五日

第二一〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字釘無字下町一五五、二〇〇、二〇一―三、二〇一―五

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

平成二十一年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

|      |             |                               |                   |                   |                             |
|------|-------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 変更番号 | 変更年月日       | 指定した道路の位置                     | 道路の幅員<br>(単位メートル) | 道路の延長<br>(単位メートル) | 申請者の住所及び氏名又は名称              |
| 第一号  | 平成二十一年五月十三日 | 入間郡越生町大字越生字子ノ神六四二番の二四及び六四八番の六 | 四・〇〇              | 一三・三〇             | 埼玉県入間郡越生町大字鹿下四八六番の一<br>大野 茂 |

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

黒田 真也

都市計画法(昭和四十三年法律第一百三十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都杉並区西荻北三丁目二十五番二一〇一号 スクーデリアハウス株式会社 代表取締役 遠藤美告

平成二十一年五月二十二日  
埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

都市計画法(昭和四十三年法律第一百三十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示百五号

一 許可番号  
平成二十年十月二十三日  
指令東整 第二〇〇七六〇号  
二 検査済証番号  
平成二十一年五月十八日  
第二一〇〇一六号

平成二十一年五月二十二日  
埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡嵐山町大字平沢字金井二五四  
一五七

一 許可番号  
平成二十一年三月十九日  
指令熊整第〇八一九〇〇三一号  
二 検査済証番号  
平成二十一年五月十九日  
第八号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
大里郡寄居町大字富田字西原三五三

二 検査済証番号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
本庄市東台一―五―三一―一三二号

一 許可番号  
平成二十一年五月十三日  
指令熊建セ第二〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十二日  
埼玉県越谷建築安全センター所長 坂卷 一 男

- 一 許可番号  
平成二十一年五月七日  
指令越建セ第二〇〇五〇一号
- 二 検査済証番号  
平成二十一年五月十八日  
第四一―一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡栗橋町大字高柳字中島一二  
五四外二八筆
- 四 公共施設の種類、位置及び区域  
道路  
北葛飾郡栗橋町大字高柳字中島一三  
〇七―一の一部、一二二七―二の一  
部、一二二七―三、一二三五―五、一  
二三五―四、一二五二―二の一部、一  
二五二―三の一部
- 五 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都板橋区蓮根三丁目二十番七号  
藤倉化成 株式会社 代表取締役  
鷺野 襄治

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                             |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                    |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一<br>号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                         |
|      | 埼玉新聞社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六―二二九〇(代表)                            |